

～あなたの家、本当に大丈夫ですか～

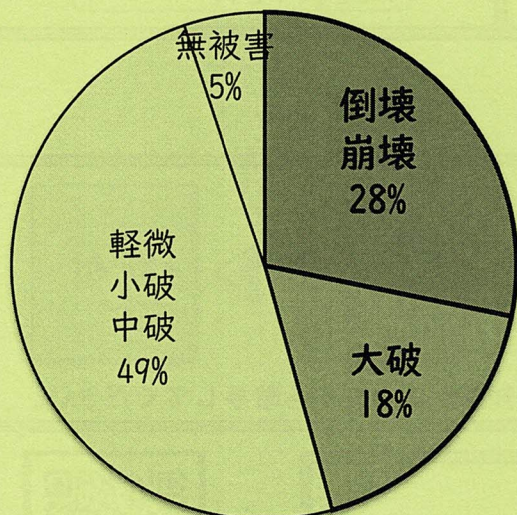
地震に備えて 住まいの耐震化を!

■ 旧耐震基準の木造建築物は、阪神淡路大震災・熊本地震クラスの地震で、倒壊、崩壊及び大破の被害割合が多くなっています。

旧耐震基準（～昭和56年5月）

中規模地震（震度5強程度）の揺れでも建物が倒壊、崩壊しない耐震性能

倒壊、崩壊及び大破は、人命に関わり、大変危険です。

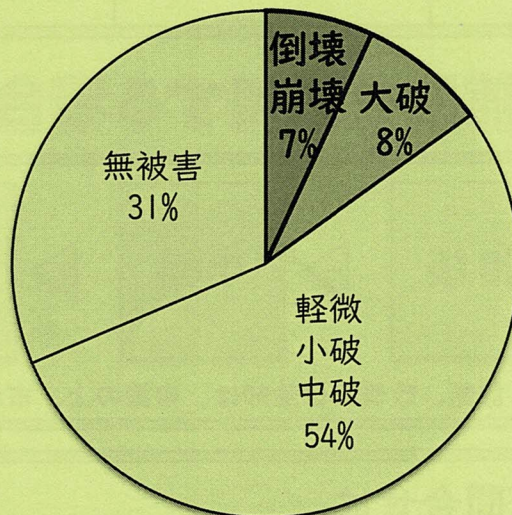


平成28年熊本地震における旧耐震基準の木造建築物の被害状況
(国土交通省資料より作成)

新耐震基準（昭和56年6月～）

大規模地震（震度6強～7に達する程度）の揺れでも建物が倒壊、崩壊しない耐震性能

家具の転倒、戸棚からの落下物などに気をつけましょう。



平成28年熊本地震における新耐震基準の木造建築物の被害状況
(国土交通省資料より作成)

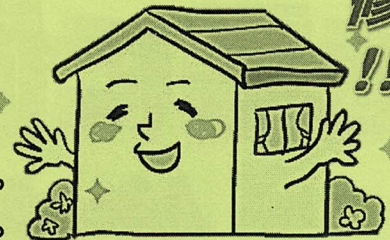
裏面あり

★ 自ら行う木造住宅の耐震診断

該当する項目にレ点をしてください。

- 建てたのは昭和56年5月以前
- 壁が少ない又は配置が片寄っている
- 屋根が和瓦など比較的重い素材である
- 大きな吹き抜けがある

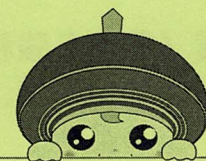
耐震改修!!



*レ点の数が多くなるほど、耐震性能が心配です。
 専門家に一度相談することをお勧めいたします。

★ 伊勢原市耐震改修等補助制度

補助内容	木造住宅	木造沿道住宅	<input type="checkbox"/> 木造2階建て以下 (在来軸組工法) <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前 <input type="checkbox"/> 自宅 * その他にも条件があります。
耐震診断	限度額 10万円 (診断費用の10分の10)		
耐震改修 * 監理共	限度額 50万円 (工事等費用の2分の1)	限度額 100万円 (工事等費用の3分の2)	
除却 * 監理共	限度額 25万円 (工事等費用の2分の1)	限度額 50万円 (工事等費用の3分の2)	



この沿道とは、救急車などの緊急車両が通るため確保すべき主要な国道、県道、市道などのことをいいます。

★ 補助を活用する場合の流れ



お問合せは、
 伊勢原市役所 都市部 建築住宅課 営繕係へ
 電話：0463-94-4790 (直通)



こちらから市HPへアクセスできます。